

## 財務諸表に対する注記

### 1. 重要な会計方針

「公益法人会計基準の運用指針について」（平成20年4月11日内閣府公益認定等委員会）に基づき、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第12号の規定により会計監査人を設置する公益社団・財団法人以外の公益法人であり、前事業年度及び当事業年度共に大規模公益法人に該当しませんので、当事業年度はキャッシュ・フロー計算書を作成していません。

- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法  
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は正味財産増減額として処理し、売却原価は移動平均法によっております。）
- (2) 引当金の計上基準  
役員退職慰労引当金  
役員退職慰労金の支出に備え、役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程に基づく期末要支給額を計上してあります。
- (3) 消費税等の会計処理  
消費税等の会計処理は、税込み方式によってあります。

#### (表示方法の変更)

「『公益法人会計基準』の運用指針」（平成20年4月 内閣府公益認定等委員会）の平成30年6月の一部改正を当事業年度の期首から適用しており、基本財産評価益及び基本財産評価損を基本財産評価損益等に表示方法を変更している。

この結果、前事業年度の正味財産増減計算書の指定正味財産増減の部において、「基本財産評価益」214,716,500円は、「基本財産評価損益等」214,716,500円に組み替えている。

### 2. 基本財産及び特定資産の増減額及びその残高

基本財産及び特定資産の増減額及びその残高は、次のとおりであります。

(単位：円)

科 目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基本財産				
普通預金	30,530,000	-	-	30,530,000
投資有価証券	13,636,118,000	133,920,000	2,053,640,500	11,716,397,500
小 計	13,666,648,000	133,920,000	2,053,640,500	11,746,927,500
特定資産				
役員退職慰労引当資産	3,120,000	655,000	85,000	3,690,000
助成基金	480,260,000	8,590,000	930,000	487,920,000
運営基金	592,140,000	83,470,000	430,000	675,180,000
小 計	1,075,520,000	92,715,000	1,445,000	1,166,790,000
合 計	14,742,168,000	226,635,000	2,055,085,500	12,913,717,500

### 3. 基本財産及び特定資産の財源等の内訳

基本財産及び特定資産の財源等の内訳は、次のとおりであります。

(単位：円)

科 目	当期末残高	(うち指定正味財産からの充当額)	(うち一般正味財産からの充当額)	(うち負債に 対応する額)
基本財産				
普通預金	30,530,000	(30,530,000)	-	-
投資有価証券	11,716,397,500	(11,716,397,500)	-	-
小 計	11,746,927,500	(11,746,927,500)	-	-
特定資産				
役員退職慰労引当資産	3,690,000	-	-	(3,690,000)
助成基金	487,920,000	-	(487,920,000)	-
運営基金	675,180,000	-	(675,180,000)	-
小 計	1,166,790,000	-	(1,163,100,000)	(3,690,000)
合 計	12,913,717,500	(11,746,927,500)	(1,163,100,000)	(3,690,000)

4. 指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳

指定正味財産から一般正味財産への振替額の内訳は、次のとおりであります。

(単位：円)

内 容	金 額
経常収益への振替額	
債券利金等の振替額	24,102,164
保有株式配当金の振替額	427,269,500
合 計	451,371,664

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品に対する取組方針

当法人は、法人運営の財源の大部分を運用益によって賄うため、預金、債券および株式により資産運用する。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

投資有価証券は、債券および株式であり、発行体の信用リスク、市場リスク（金利の変動リスク、為替の変動リスク及び市場価格の変動リスク）にさらされている。

(3) 金融商品のリスクに係る管理体制

① 財産運用管理規程に基づく取引

金融商品の取引は、当法人の財産運用管理規程に基づき行う。

② 信用リスクの管理

債券については、発行体の信用情報や時価の状況を定期的に把握し、必要に応じて理事会に報告する。

③ 市場リスクの管理

株式については、時価を定期的に把握し、理事会に報告する。